

## 同窓会（ポプラ会）のきまり

- この会は、ポプラ会といい、事務局は宮城教育大学附属特別支援学校の中におく。
- この会は、わたしたちが、なかよく・したしみあい、母校を応援して後輩を励ますことを目的とする。
- この会は、次のようなことを行う。
  - 同窓会の様子を知らせるポプラ会だよりをつくって、会員の人にくばる。
  - 会員のよろこびやかなしみをいっしょにする。
  - そのほか、この会の目的にあったこと。
- この会は、次の人でつくる。
  - 宮城教育大学附属特別支援学校（養護学校）を卒業した人
  - 宮城教育大学附属特別支援学校（養護学校）の小学部または中学部を卒業後他校へ入学した人
  - 宮城教育大学附属特別支援学校（養護学校）の小学部を卒業し、中学部在籍時に他校へ転校した人
  - 宮城教育大学附属特別支援学校（養護学校）の中学部を卒業し、高等部在籍時に他校へ転校した人
  - 先生
  - まえにつとめていた、先生
- この会は、次の役員をおく。
  - 会長 1名
  - 副会長 2名
  - こもん 数名（先生よりえらぶ）
- 役員は、総会でえらび、任期は1年とする。つづけて役員になる時は、1年あける。

7 会長は、こもんに相談して全体をうごかし、この会をだいひょうする。

副会長は、会長をたすけてはたらき、この会に必要ないろいろな仕事をする。

8 総会は、年1回ひらき、いろいろなことをきめる。また、臨時にひらくこともできる。

9 この会でつかうお金は、入会金、寄付金、そのほかの収入による。

1) 入会金は、3,000円とし、春の同窓会の会費はそのつどきめる。

2) 同窓会の案内状は、5年間は継続して送付する。その後2回続けて返信がなければ送付しないことにする。

10 この会のきまりをかえるには、総会でみんなのさんせいをえなければならない。

11 このきまりは、昭和60年3月18日からつかうことにする。

平成元年3月19日からへんこうしてつかう。

平成7年3月19日からへんこうしてつかう。

平成17年3月19日からへんこうしてつかう。

平成20年3月19日からへんこうしてつかう。

平成25年3月20日からへんこうしてつかう。

平成31年3月21日からへんこうしてつかう。

令和6年3月20日からへんこうしてつかう。

令和7年3月15日からへんこうしてつかう。